

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童福祉法(給付費、保育の実施等)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

室蘭市は、児童福祉法(給付費、保育の実施等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

室蘭市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。

児童福祉法(給付費、保育の実施等)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

評価実施機関名

室蘭市長

公表日

令和4年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法(給付費、保育の実施等)に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)に基づき、障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務処理を行う。</p> <p>児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①障害児通所給付費又は特例障害通所給付費の支給に関する事務②高額障害児通所給付費の支給に関する事務③肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務④障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務⑤障害児通所給付又は特例障害通所給付の決定の変更に関する事務⑥障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供又は委託に関する事務⑦保育所における保育の実施又は措置に関する事務⑧保育所における費用の徴収に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 子ども・子育て支援システム2. 滞納整理支援システム3. 収納消込システム4. 口座管理システム5. 障がい者福祉システム6. 団体内統合宛名システム7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">(1)児童基本情報ファイル(2)保護者基本情報ファイル(3)個人課税履歴・世帯員情報ファイル(4)調定・収納情報ファイル(5)滞納処分ファイル(6)交渉記録ファイル(7)収納履歴ファイル(8)口座情報ファイル(9)障がい者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第8条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 8,11,16,56の2,108,116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 10,11,12,16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠) 第7条第2,3号、第10条第1,2,3,4号、第12条第1,4,5,8号、第30条1,2,3号、第55条第1,2,8号、第59条の2の2第1,2,3,4,5,7,8,9,10,11,12号 (情報照会の根拠) 第9条各号、第10条の2各号、第10条の3、第12条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課(保育に関する事務に限る。) 保健福祉部障害福祉課(保育に関する事務を除く。)
②所属長の役職名	子育て支援課長 障害福祉課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 総務部総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部子育て支援課 郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部障害福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)に基づき、障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務処理を行う。 児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①障害児通所給付費又は特例障害通所給付費の支給に関する事務 ②高額障害児通所給付費の支給に関する事務 ③肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 ④障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑤障害児通所給付又は特例障害通所給付の決定の変更に関する事務 ⑥障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供又は委託に関する事務 ⑦就学前子どもに係る入所申請の受理、書類審査及び選考 ⑧入所決定及び保育料決定 ⑨利用契約決定通知書の送付 ⑩口座振替等による保育料の徴収、滞納管理	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)に基づき、障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務処理を行う。 児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①障害児通所給付費又は特例障害通所給付費の支給に関する事務 ②高額障害児通所給付費の支給に関する事務 ③肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 ④障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑤障害児通所給付又は特例障害通所給付の決定の変更に関する事務 ⑥障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供又は委託に関する事務 ⑦保育所における保育の実施又は措置に関する事務 ⑧保育所における費用の徴収に関する事務	事後	
平成27年10月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)子育て支援情報ファイル (2)滞納処分ファイル (3)交渉記録ファイル (4)収納履歴ファイル (5)口座情報ファイル (6)障がい者福祉情報ファイル	(1)児童基本情報ファイル (2)保護者基本情報ファイル (3)個人課税履歴・世帯員情報ファイル (4)調定・収納情報ファイル (5)滞納処分ファイル (6)交渉記録ファイル (7)収納履歴ファイル (8)口座情報ファイル (9)障がい者福祉情報ファイル	事後	
平成27年10月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部子育て支援課(保育に関する事務に限る。) 保健福祉部障害福祉課(保育に関する事務を除く。)	保健福祉部子育て支援室(保育に関する事務に限る。) 保健福祉部障害福祉課(保育に関する事務を除く。)	事後	
平成27年10月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 弘瀬 圭嗣 障害福祉課長 菅原 邦彦	子育て支援室長 中澤 昌弘 障害福祉課長 菅原 邦彦	事後	
平成27年10月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部子育て支援課 郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部障害福祉課	郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部子育て支援室 郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部障害福祉課	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援室長 中澤 昌弘 障害福祉課長 菅原 邦彦	子育て支援課長 障害福祉課長	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部子育て支援室 郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部障害福祉課	郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部子育て支援課 郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部障害福祉課	事後	
令和4年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部子育て支援室(保育に関する事務に限る。) 保健福祉部障害福祉課(保育に関する事務を除く。)	保健福祉部子育て支援課(保育に関する事務に限る。) 保健福祉部障害福祉課(保育に関する事務を除く。)	事後	
令和4年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援室長 障害福祉課長	子育て支援課長 障害福祉課長	事後	
令和4年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 滞納整理支援システム 3. 収納消込システム 4. 口座管理システム 5. 障がい者自立支援給付システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー	1. 子ども・子育て支援システム 2. 滞納整理支援システム 3. 収納消込システム 4. 口座管理システム 5. 障がい者福祉システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー	事後	
令和4年6月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の8の項	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第8条各号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 8.11.16.56の2.108.116の項(別表第二における情報照会の根拠) 10.11.12.13.16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠) 第7条第1.2号、第10条第1.2.3.4号、第12条第1.4.5.8号、第30条第7号、第55条第1.2.8号、第59条の2の2第1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11号(情報照会の根拠) 第9条各号、第10条各号、第10条の2各号、第10条の3各号、第12条各号 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 8.11.16.56の2.108.116の項(別表第二における情報照会の根拠) 10.11.12.16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠) 第7条第2.3号、第10条第1.2.3.4号、第12条第1.4.5.8号、第30条第1.2.3号、第55条第1.2.8号、第59条の2の2第1.2.3.4.5.7.8.9.10.11.12号(情報照会の根拠) 第9条各号、第10条各号、第10条の2各号、第10条の3、第12条各号 	事後	
令和4年6月29日	IV リスク対策 8. 監査	○自己点検	○内部監査	事後	